

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、JR各社の運賃割引の対象になります。

すでに手帳をお持ちの方は、手帳にスタンプを押して運賃割引の項目を追加しないと、この割引を利用できません。

3月3日(月)から、お住まいの市町の手帳の窓口でスタンプを押してもらえます。

※ 顔写真が貼付されていない手帳では、割引を利用できません。

手帳に顔写真を追加するには、再交付の手続が必要です。



ここに
スタンプ!

更新の申請は、有効期限の3か月前から市町役場で行うことができます。

旅客鉄道株式会社等

旅客運賃減額 **第一種** 第二種

お問い合わせ先：山口県健康福祉部健康増進課

☎083-933-2944

運賃割引の内容（割引区間、乗車券の種類、割引率、購入方法など）については、JR各社の公式ウェブサイトをご覧ください。